

別表1（第2条関係）

※CO2固定量に関しては、平成31年4月1日以降に完成した木造建築物を対象とする。

交付金の交付の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO2 吸収	<p>森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る）</p> <p>1 森林の維持管理費（過去5年以内に施業等を実施したものに限る。）</p> <p>2 企業等のCSR活動費（森林の循環利用を促進するものに限る。）</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた吸収量（1 t-CO2）当たり3,000円を乗じた額のいずれか低い額</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、鹿児島県からCO2吸収量認証を受けた企業、NPO法人、森林ボランティア団体、その他〇長が適当と認める団体等（ただし、県のCO2認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）</p>
CO2 固定	<p>3 照明設備のLED化</p> <p>4 県産材木製品の購入</p> <p>5 庭木（木本類）の購入</p> <p>6 木質バイオマスの調達</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた固定量（1 t-CO2）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、鹿児島県からCO2固定量認証を受けた〇〇市（町村）内の木造建築主（ただし、県のCO2認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）</p>
CO2 排出削減	<p>7 木質バイオマスボイラー維持費（但し、機器のメンテナンス費用に限るものとする。）</p> <p>8 その他〇長が認めたもの</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた排出削減量（1 t-CO2）当たり1,500円を乗じた額のいずれか低い額（年間〇〇万円を上限とする。）</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、鹿児島県からCO2排出削減量認証を受けた事業者、公共施設管理者等（ただし、県のCO2認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）</p>